

令和8年度版

小規模専用水道のてびき

白井市市民環境経済部 環境課

〒270-1492

白井市復1123番地

電話：047-492-1111

FAX：047-492-6377

目 次

I	はじめに	3
II	小規模水道とは	3
III	小規模専用水道の設置者のすること	4
IV	汚染事故等の緊急時の措置	9
V	小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度	10
VI	水質基準	11

I はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が掲げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給を行っています。

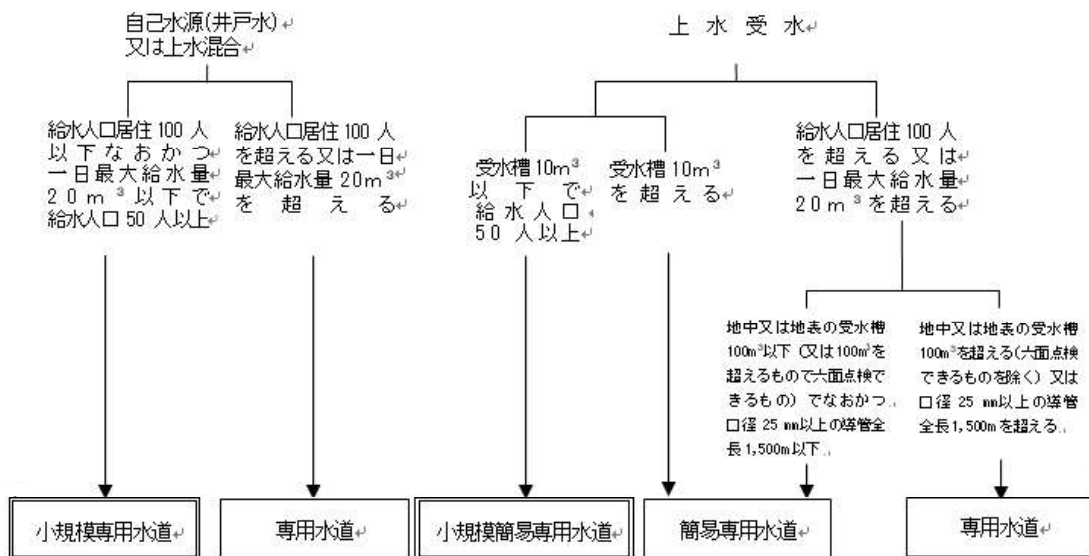
しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から「白井市小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

II 小規模水道とは

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。

(下図参照：□は水道法適用、▣は小規模水道条例適用)

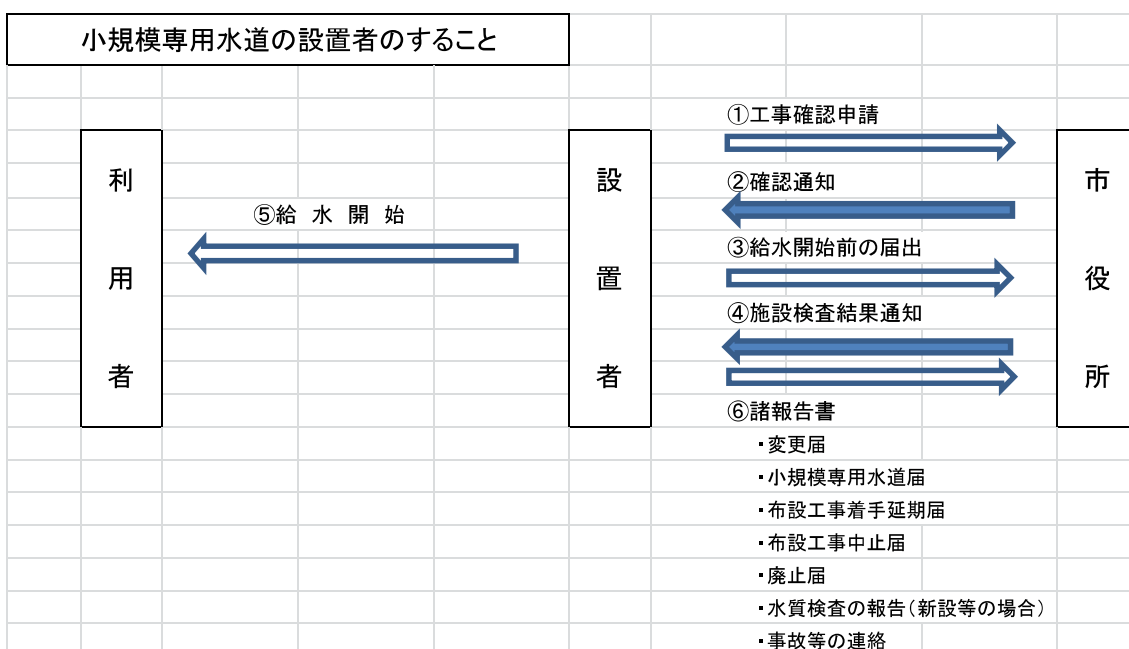


なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主、管理者、経営者等）に基づき50人以上の居住者、滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

＜条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示＞

- (1) 共同住宅・宅造地等における居住人口
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における職員数及び学童・園児数
- (3) 病院・診療所等における職員及び病床数
- (4) 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- (5) ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- (6) その他事業所における従業者数及び勤務者数

Ⅲ 小規模専用水道の設置者のすること



1 市への届出等

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

工事着手する前に、「小規模専用水道工事確認申請書」に「小規模専用水道工事設計書」及び「小規模専用水道工事設計書に添付する書類」を添付して、市へ申請をしてください。なお、小規模専用水道工事設計書に添付する水質試験の結果は『V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度』に記載してある項目の結果です。

工事の着工は、市からの「小規模専用水道布設工事確認通知書」を受けてから始めてください。

確認を受けずに布設工事を行った場合は、上記書類と共に始末書等を添付して下さい。

(2) 給水開始前の届出

当該工事が竣工したときは、「小規模専用水道給水開始届」により届け、施設の検査を受けてください。その後、その検査に合格した旨の「小規模専用水道施設検査結果通知書」を受けてから給水を開始してください。

(3) 変更する場合

設置者が変更になった場合や規模の縮小や拡大があった場合は「小規模専用水道変更届」による届出が必要です。

(4) 既設の場合

確認を受けていない施設や、既存の施設が給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で小規模専用水道に該当するようになった場合は「小規模専用水道届出書」による届出が必要です。

(5) 布設工事の着手を延期する場合

市から工事確認の通知を受けた後、工事の着手が予定日より長期に延期するとき（おおむね6か月以上の延期）は「小規模専用水道布設工事延期届出書」による届出が必要です。

(6) 布設工事を中止した場合

市から工事確認の通知を受けた後、工事を着手せず、布設計画が消滅した場合は「小規模専用水道布設工事中止届出書」による届出が必要です。

(7) 廃止する場合

次の場合は「小規模専用水道廃止届」による届出が必要です。

- ・給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなった場合
- ・市から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、工事が取りやめとなった場合

<確認を要する変更の具体例>

- ① 建築物の増築等により一日最大給水量が増加するとき。
- ② 水源の種別又は取水地点を変更しようとするとき。
- ③ 浄水方法が急速ろ過方式、緩速ろ過方式等であり、その処理方法の変更に係る工事をするとき。

<変更届の具体例>

- ① 建築物の増築等により一日平均給水量のみが増加するとき。（処理能力は変わらず、供給量が増加するとき。）
- ② 浄水方法が、消毒のみの方式でそれに係る変更のとき。
- ③ 浄水方法を変更することなく、増設（新たな機器への交換を含む。）するとき。

2 維持管理

小規模専用水道施設の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

(ア) 管理責任者の設置

小規模専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

(イ) 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の名称、図面、書類、工具、検査機器等を整備保管してください。

(ウ) 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査等を行った場合はその記録を作成し保存してください。

施設の点検・修理等の実施記録 健康診断の実施記録	1年
水質検査の結果 配水施設・貯水槽の清掃記録	5年

(2) 衛生管理

(ア) 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人が立ち入らぬように立札の掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じてください。

(イ) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

(ウ) 残留塩素の保持

給水栓における遊離残留塩素は常に0.1mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ以上）保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、消毒薬の予備を備えてください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ以上）としてください。

(3) 施設管理

(ア) 定期点検

小規模専用水道施設各部（沈砂・貯水・ろ過・消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い記録し（別紙「水道施設点検表」を参考にしてください。）、清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

小規模専用水道により供給される水は、別表に掲げる水質基準に適合しなければなりません。

小規模専用水道の設置者は、次のとおり水質検査を実施し、給水栓の水が水質基準に適合しているかを確認し、適合していない場合は、その原因を究明し対策を講じてください。

(ア) 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

おおむね6か月に1回定期的に水質検査を行ってください。

(水質検査項目及び検査頻度については9ページのとおり。)

(ロ) 臨時の水質検査

小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を行ってください。

(I) 原水の水質検査

クリプトスポリジウム等対策として、浄水受水以外の施設にあっては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施し、指標菌が検出された場合であってかつクリプトスポリジウムを除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、原水のクリプトスポリジウム等を3か月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

また、原水から指標菌が検出されていない場合でも、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は6か月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、3年に1回、全項目検査等で、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認してください。ただし、トリクロロエチレン等の除去施設を持つ施設にあっては、原水で確認してください。

その他、浄水施設（消毒施設のみを除く。）が設置されている施設については、必要に応じ原水の検査を実施し、浄化能力の確認に努めてください。

(5) 薬品の管理

(ア) 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備してください。

(f) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量等を記録するなどの薬品管理に万全を期してください。

(g) 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

(6) 健康診断

沈砂槽、貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に、年1回以上、病原体がし尿に排泄される感染症患者あるいは保菌者の有無に関して定期的健康診断を実施してください。

なお、健康診断の内容は、病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）の有無について行うこととし、感染性下痢症及び各種下痢腸炎等にも注意することが必要です。

また、これらの者に感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合、その感染症について臨時の健康診断を実施してください。

(7) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。

3 水質管理計画の策定

施設の設置者は、水道施設に関して以下の事項について計画を策定してください。

- ① 検査の項目、検査の頻度
- ② 消毒剤の濃度管理方法
- ③ 設備機器類の維持管理方法
- ④ 浄水処理を行っている場合、当該施設の維持管理方法
- ⑤ その他、施設・設備の衛生的な維持管理、水質管理に関すること

4 市への報告

給水開始届出及び小規模専用水道届出を行った小規模専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行いその結果を報告してください。

検査の種類	報告期限	報告様式
毎日検査（色、濁り、残留塩素）	翌月の10日まで	水質検査月報用紙
おおむね6か月に1回行う検査及び臨時の検査	結果判明後速やかに	検査成績書の写しを添付する

IV 汚染事故等の緊急時の措置

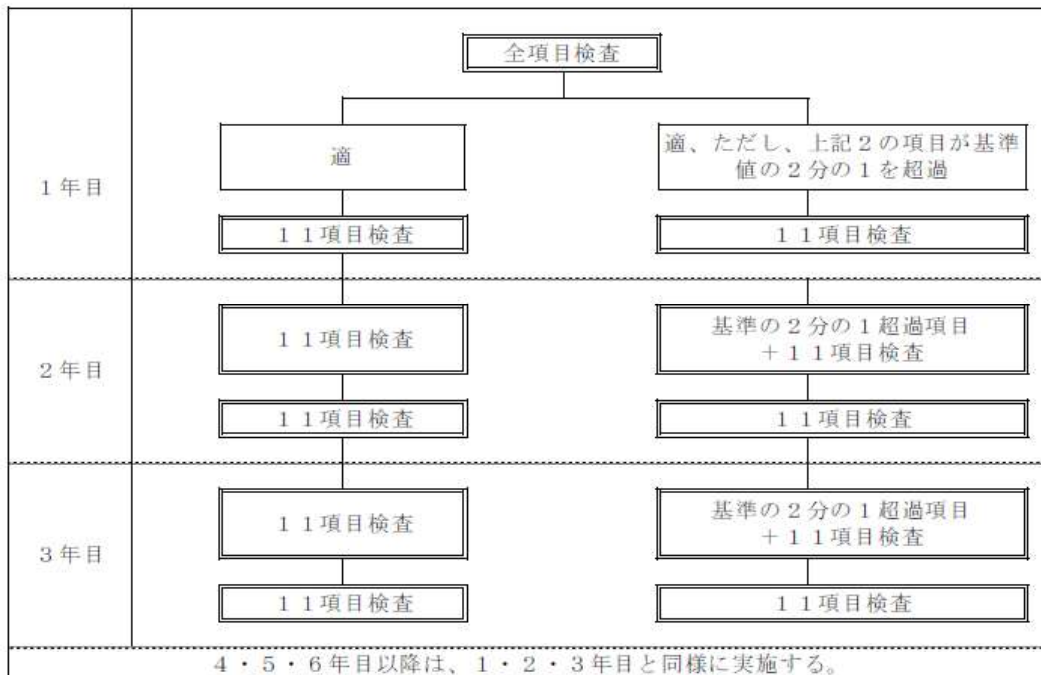
万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、すみやかに次のような措置をとってください。

- (1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市へ連絡し指示に従ってください。
- (2) 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、市の指導に従ってください。

V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

- 1 おおむね6ヶ月ごとに水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査を（以下「全項目検査」という。）実施してください。
- 2 省令の表中3の項から8の項まで、10の項、12の項から32の項までの検査については、水源の種別及び施設、環境の状況等から水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合には、水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね1年に1回以上とすることができる。また、水質基準値の2分の1を超えない場合は、おおむね3年に1回以上とすることができます。
- 3 省令の表中33の項から38の項まで、40の項から46の項までの検査に関しては、水源の種別及び施設、環境の状況等から水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合には、水質検査の結果が水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね3年に1回以上とすることができます。
- 4 浄水を受水する小規模専用水道にあっては、水の供給を受ける水道の水質検査結果により状況を把握できる場合は次のとおりとすることができます。
 - ① 省令の表中3の項から5の項まで、7の項、8の項、12の項から21の項まで、34の項、37の項、38の項、40の項及び42の項から46の項までの検査については省略することができます。
 - ② 省令の表中6の項、10の項、22の項から33の項まで、35の項、36の項、41の項の検査については、水質検査の結果が水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね3年に1回以上とすることができます。

＜水質検査項目及び検査頻度のフロー＞



Ⅵ 水 質 基 準

区分	No.	項目名	基準値	工事 確認 申請	給水 開始 前	全 項 目 検 査	必 須 十 一 項 目	頻 度 軽 減 可 能 項 目	浄 水 受 水 の 場 合	備 考
健康 に 関 す る 項 目	1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○		○	病原微生物
	2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○		○	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○	○		◎	*	金属類
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	△	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○	○	○		○	無機物
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	△	消毒副生成物
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○	○	○		○	○
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○	○		◎	*	無機物
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○	○		◎	*	有機物
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	20	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下	○	○	○		◎	*	消毒剤・消毒副 生成物
	21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○	○		◎	*	
	22	塩素酸	0.6mg/l以下		○	○		◎	△	
	23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	○		◎	△	
	24	クロロホルム	0.06mg/l以下		○	○		◎	△	
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○		◎	△	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	○		◎	△	
	27	臭素酸	0.01mg/l以下		○	○		◎	△	
	28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	○		◎	△	
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	○		◎	△	
	30	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	○		◎	△	
	31	プロモホルム	0.09mg/l以下		○	○		◎	△	
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	○		◎	△	
性 状 に 関 す る 項 目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○	○		●	△	金属類
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	○		●	*	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	○		●	△	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○	○		●	△	無機物
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○	○		●	*	
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	○		●	*	金属類
	39	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○		○	その他
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	○	○	○		●	*	無機物
	41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	○		●	△	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○	○		●	*	有機物
	43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	○	○		●	*	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	○		●	*	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	○		●	*	
	46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○	○		●	*	その他
	47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/l以下	○	○	○	○		○	
48	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○		○		
49	味	異常でないこと		○	○	○		○		
50	臭気	異常でないこと	○	○	○	○		○		
51	色度	5度以下	○	○	○	○		○		
52	濁度	2度以下	○	○	○	○		○		
計				40	52	52	11		52	

Ⅲ 1 (1)Ⅱ 1 (2) V 1 V 2, 3 V 4

◎印は「V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の2により、3年に1回まで検査頻度の軽減可能項目

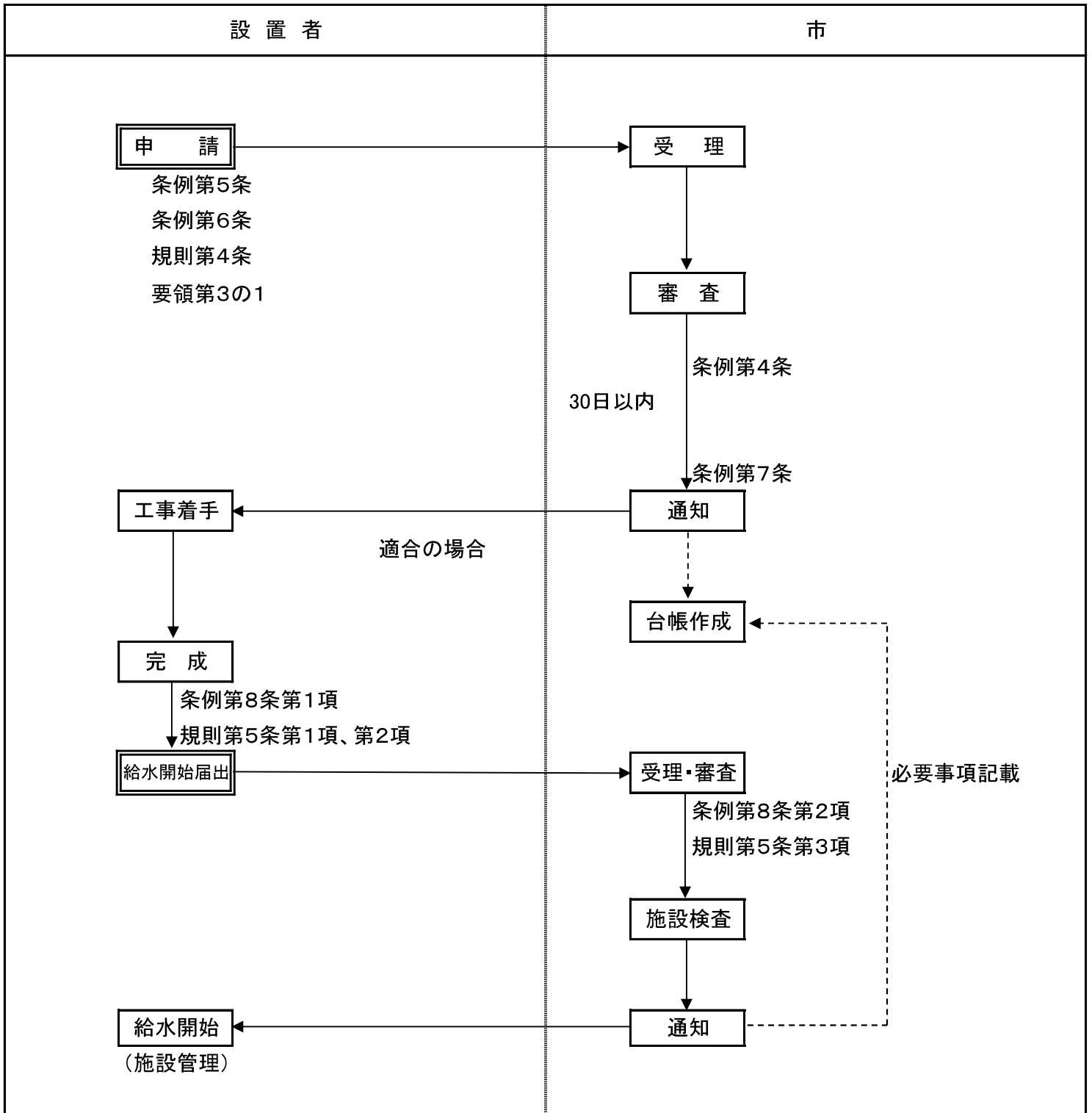
●印は「V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により、3年に1回まで検査頻度の軽減可能項目

*印は「V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4の①による省略可能項目

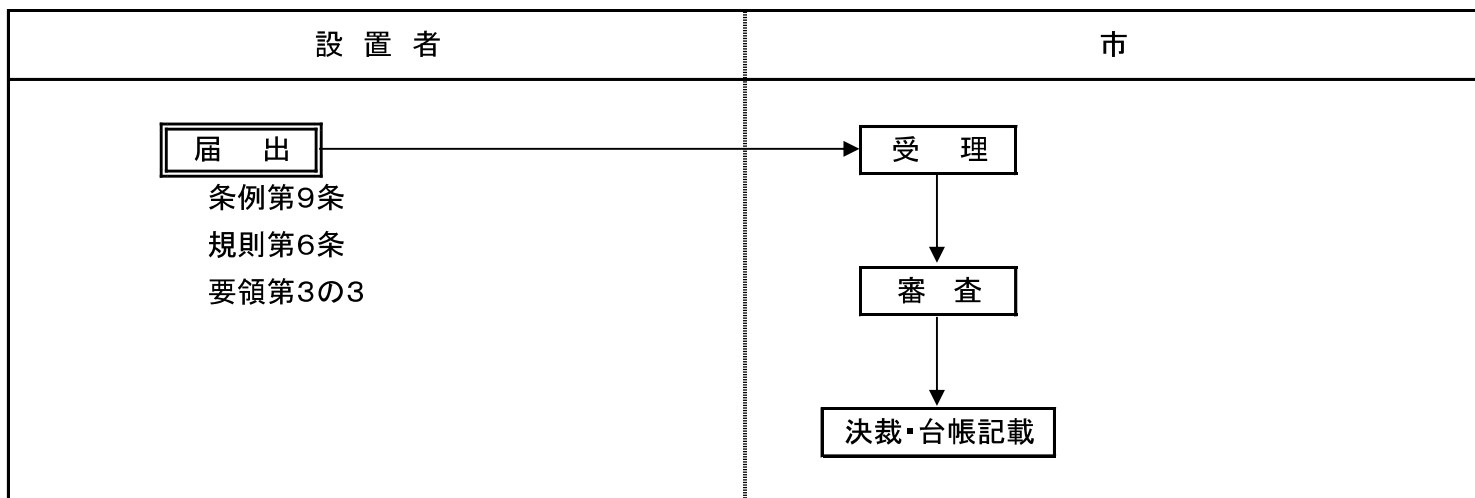
△印は「V 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4の②により、3年に1回まで検査頻度の軽減可能項目

白井市小規模水道条例

小規模専用水道新設・増設(改造)工事確認申請



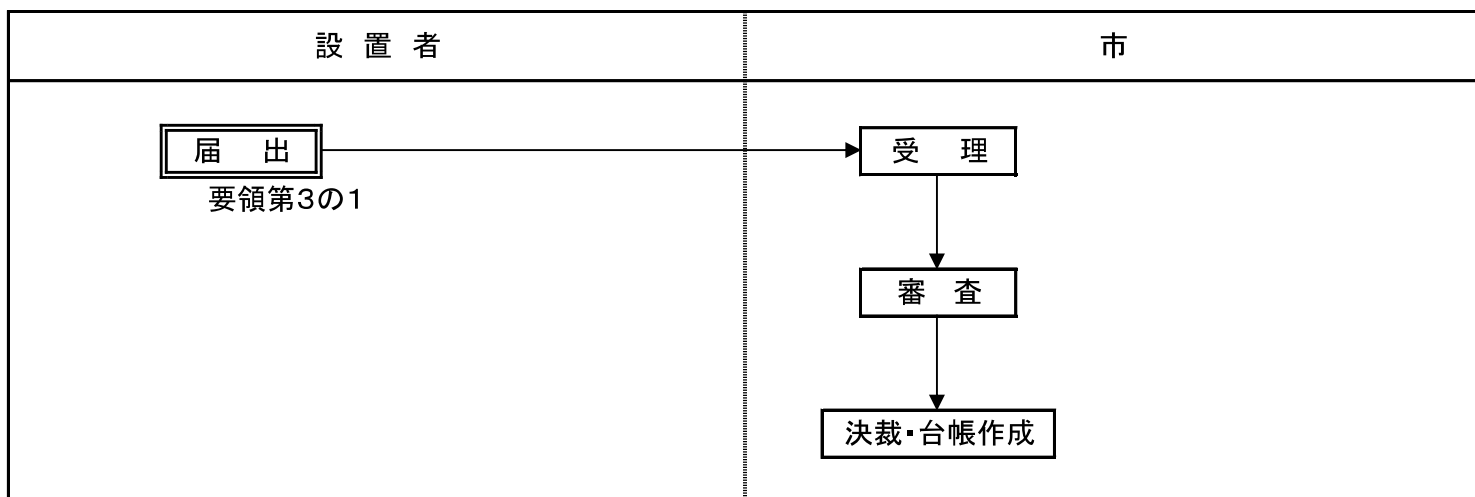
小規模専用水道変更届



(留意事項)

設置者の地位承継の届出についても、小規模専用水道変更届による

小規模専用水道届



(留意事項)

- 1 小規模専用水道でない水道が、工事を伴わずに小規模専用水道となる水道が対象であること。
(工事を伴う場合は、確認申請となる。)
- 2 無確認工事による小規模専用水道の場合は、始末書等を徴したうえで、届出させること。

小規模専用水道廃止届

